

「滋賀県流域治水の推進に関する条例」に基づく取組の検証について

1. 「滋賀県流域治水の推進に関する条例」に係る経過

- ・平成 24 年 3 月 「滋賀県流域治水基本方針」策定
- ・平成 26 年 3 月 「滋賀県流域治水の推進に関する条例」（以下「条例」という）制定
- ・平成 29 年 6 月 国土交通省において「『水防災意識社会』の再構築に向けた緊急行動計画」のとりまとめ
- ・令和 2 年 7 月 社会資本整備審議会において「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」の答申を受け、国土交通省が「流域治水」に転換
- ・令和 4 年 9 月 9 月定例会議において知事が「(条例の) これまでの成果や課題について、社会情勢の変化を踏まえ整理する必要がある」と答弁

2. 今後の方針

社会情勢の変化や、条例制定 10 年目を迎えることを踏まえ、滋賀県流域治水推進審議会において条例に基づく取組の検証を実施し、より一層「滋賀の流域治水」の推進を図りたい。

3. 検証内容（案）

①条例に基づく取組と社会情勢の変化との整合性について【資料 2】

→条例に基づく取組と社会情勢の変化との整合性について分析する。

②本県独自取組について【資料 3】

→本県の独自取組について検討する。

③新たに取り組むべき課題について【資料 4】

→今後新たに取り組むべき課題を抽出する。

④「滋賀の流域治水」のあり方とりまとめ

→①②③を踏まえ、今後の「滋賀の流域治水」のあり方を取りまとめる。

4. 意見聴取内容

次の項目についてご意見をいただきたい。

- 条例に基づく取組に対する評価
- 検証内容（案）に対する意見（妥当性、具体的手法、必要な視点等）